

## 非常心得

(平成 11 年 4 月 1 日)

### (目的)

第 1 条 この規程は、非常の際の心得について定めることを目的とする。

### (警備の態勢)

第 2 条 事務局長、出先機関の長及び施設長は、非常の際の警備について職員の担任を定め、適宜訓練を実施しなければならない。

2 前項の処置は、退庁時間後における事態についても対処できるように措置しておくなければならない。

### (非常事態時の重要文書等の取扱)

第 3 条 各課長等は、重要な文書等については、非常事態に対して適宜な処置を講ずるよう措置しておくなければならない。

### (非常事態)

第 4 条 職員は、庁舎、公の施設その他の連合有財産又はその附近に火災その他の非常事態が発生したときは、直ちに登庁し、又は現場に急行して上司の指揮を受けて防護にあたらなければならない。

### (文書等の搬出)

第 5 条 非常事態の場合において、指定場所等の保管等ができない重要文書、公印等は搬出しなければならない。

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。